

インド論理学の体系(三)

—Mīmāṃsā の和訳と註解—

宮元啓一
石飛道子

B 真知手段について (Pramāṇavāda)

「この節は、「真知手段について」というタイトルにもかかわらず、実際には「手段」についてはほとんど触れず、もっぱら「真知とは何か」について論じている。ちよつと目には Nyāya-Vaiśeṣika 派の真知論は単純であるかのように見えるが、じつはまったくくそうではない。とこののは、後期の仏教論理のほうで Nyāya-Vaiśeṣika 派の知識論は「無表象知識論」(nirākāravijñānavāda) であるを断定しているように、この派の知識論は、表象のたぐいを想定しない知識論である

と考えるからである。われわれは、表象を想定する知識論になれ親しんでいるので、無表象知識論は容易には理解しがたい。この理解のひとつの試みとしては、宮元「知識の真偽の根拠——インド論理学派の知識論をめぐって」(『法政大学教養部紀要』第四十二号、人文科学編、一九八二年一月)があるので、参照されたい。」

真知 (pramā) の手段 (kāraṇa) が真知手段である。甲を有するもの⁽¹⁾を規定 (prakāra) とする。新得知 (anubhava) が真知である。

すなわち、銀 (rajata) にたゞする。「これは」銀である」といふ・知識は、銀性 (rajatatva) を有するものたるにたゞする・銀性を規定とする知識であるが、真珠貝 (sukti) にたゞする。「これは」銀である」といふ・知識はそうではない。

銀に存する〈限定されるもの〉 (visesyata) に相関づけられた (nirūpita) ・銀性に存する・規定性を相関づけ(5)る知識は、「如美である (yathārtha)」と言ふ慣わされつゝる (vyavahriyate) 」。それとたゞしつゝ、銀性の無 (abhāva) を有するものに存する〈限定されるもの〉に相関づけられた・銀性に存する・規定性を相関づけける知識は、「迷妄 (bhrama) である」と言ふ慣わされつゝる。

〈規定されるもの〉と規定性は、対象性 (visayata) の特殊形態であり、知識と対象との関係である。(6) 上の二つの対象性が、相関づけられるものと相関づけけるものとの関係にあるものと (nirūpyanirūpakabhāva) としつゝ、「わたくしはこれを銀性をもちつゝ (rajatatvena) 知る(=わたくしはこれを銀であると知る)」とさう新得知がその証証になる。

註

(1) Nyāya-Vaiśeṣika 派に於ては、インドでは、一般に、知識 (判断) の対象 (visaya) は、限定されるもの (visesya) — 關係 (samsarga) — 規定 (prakāra)

とさう構造をもちつゝ分析される。たとへば、「これは銀である」といふ知識の対象は、これ (眼前にあるもの) — 内屬關係 — 銀性とさう構造をもちつゝあるのである。

つゝ、この本来の用法からすれば、「限定されるもの」 (visesya) に対応するものは「限定」 (visesana) である。しかし、ただただ「限定」とさうただでは、あまりにもつまらないものがある。眼の前のものからいふなら、その限定とつゝは、銀性だとはなく、有性 (sattā) である。実体性 (dravyatva) である。色 (rūpa) である。大衆性 (parimāna) である。そのほかにもいろいろある。しかし、「これは銀である」とさう知識をもちつゝは、注目される限定は銀性のみである。それ、この注目された限定のよとを、特別に「規定」 (prakāra) と稱するわけである。英訳では、これ、は、visesana は “qualifier” prakāra は “main qualifier” である。

(2) Nyāya-Vaiśeṣika 派では、一般に、知識 (jñāna,

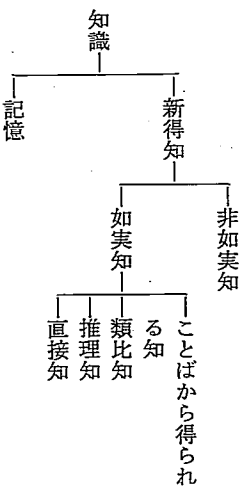
相當するものは、(4) の場合、銀は「限定されるもの」であり、銀性は「規定」(注目された限定) であり、両者は、「父と子」「原因と結果」と同じである。相関する關係である。この場合、Nyāya-Vaiśeṣika 派は、銀に存する關係的屬性である〈限定されるもの〉を、銀性に存する關係的屬性である規定性となし、「相関」づけられるものと相関づけられるものとの關係「(nirūpyanirūpakabhāva) である」と稱せられる。この場合、その、は、nirūpya (nirūpita) である。その、は、nirūpaka である。その、は、可換的である。

これにたいして、たとへば、〈限定されるもの〉と規定 (規定性) ではない、とのあいだには、〈限定されるもの〉は nirūpita である、規定に相當する銀性は nirūpaka である、その逆ではないとさうなりつゝる。つまり、非可換的である。

(5) -prakāratākajñānam, 上の、-prakāratā 及び jñānam のあいだには、この、-ka 及び bahuvrīhi 複合語である。その、は、接尾辞ではない、nirūpaka” は意味上、この派独自の接尾辞である。

この、は、たゞと出づける文から、明らかなように、規定性 (prakāratā) である、は、対象性 (visayatā) の一種である。それ、は、「知識」とさうのは、「対象」と相関した關係であるもの、である、「対象を有するもの」

buddhi) は、記憶 (smarana, smṛti) 及び新得知と分類される。Anamabhāṭṭa の *Tarkasamgraha* によれば、記憶とは、「潜在的形能力 (saṃskāra) のみかゝる生ずる知識」のことであり、新得知とは、「それ以外の知識」のことである。そして、新得知は、如美知 (yathārtha) と非如美知 (ayathārtha) とに分類され、如美知のほうは、その、直接知 (pratyakṣa) 推理知 (anumiti) 類比知 (upamiti) 及びその、得られる知 (śabda) の四つに分けられる。これを図にあらわせば、次のようになる。



その、は、*Prasastapadābhāṣya* では、知識は、真知 (vidyā) と非真知 (avidyā) に分かれた、その、は、真知は、直接知 (laukika) 記憶、聖仙の知 (arśa) に、偽知は、疑惑 (saṃśaya) 誤知 (viparyaya) 夢 (svapna) 非確知 (anadhavasāya) に分類される。

(3) 上の「銀性」とさうのが、前の段落の「甲」に

(visayin) と称せられる。前註の後半にも触れたとおりだ。この場合、対象を有するものである知識は、対象性の一種である規定性を相関し、なるもの (nirūpakā) である。

(6) 要するに、銀ひなごもの。たゞせば、真珠貝のようになもののみ。

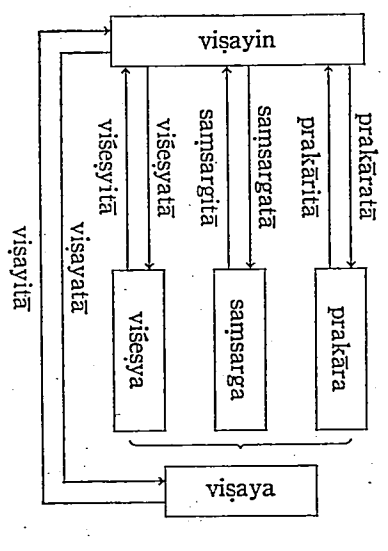
(7) 知識と対象の関係は、結合関係 (samyoga) ともなへ、内属関係 (samavāya) ともなへ、同一関係 (tādātmya) ともなご。この二つ、なごりひの、相関した関係である。Nyāya-Vaiśeṣika 派では、この二つは関係の二つを「本質関係」(svarūpasambandha) とす。

この本質関係は、この知識と対象にどうしてえれば、対象性 [關係] (visayata) といふ、対象を有するもの [關係] (visayitā) といふ稱を用いる。対象性のほうは、知識が対象にたどりついている関係であるが、別の見方をすれば、この関係であるかきつたおける、対象の属性 (dharma) ともある。また、対象を有するもの [關係] は、対象が知識にたどりついている関係であるが、同じく、この関係にあるかきつたおける、知識の属性ともある。

さて、対象は、「限定されるもの」一關係—規定」といふ構造をもつて考えられるので、それに応じて、対象性は、〈限定されるもの〉、關係性 (samsargatā)、規定性の三種に分けられる。おひたごせば、〈対象を有するもの〉も、これをたどりつ、〈限定されるもの〉を有するもの [visēṣyitā]、〈關係を有するもの〉 (samsargitā)、〈規定

を有するもの (prakāritā) の三種に分けられる。しかし、だからどうして、対象を有するものが、「限定されるもの」を有するもの (visēṣyin) —關係を有するもの (samsargin) —規定を有するもの (prakārin) といふ、構造をもちうるわけではない。

対象と対象を有するものごまごむけるおまおまな關係は、左図のようである。



(8) この知識は、「最初を生ずる」これは銀である」といふ知識 (vyavasāya 決知) を対象とした直接知 (pratyakṣa) である。「視覚知」(anuvyavasāya) と称せられる。これは、自分が当該の知識のまごまごしてあるものの自覚をもち、いふおまの、多分、カントがいう「統覚」の意をもち、たゞ、"appreciation" と訳せられるもの

る。おまごだ、Prābhākara 派は、最初に得られる決知とは別ものとして、追決知といふものを認めなご。Prābhākara 派は、知識を「みごかごを照らすもの」(svaprakāśa) であるを著せられる。この点は、仏教の知識論と酷似している。また、同じ Mimāṃsā 派でも Bhāṭya 派は、決知と別ものとして、追決知のほうをおまごを認めなご。しかし、Nyāya-Vaiśeṣika 派もおまご、Bhāṭya 派は、それは推測 (anumāna) といふ、得られるとする。このおまご、推測知たといふわけである。へんは、次節を参照せられたご。

3 真知性について (prāmānyavāda)

【知識には真知と偽知とがある。この節では、その真偽の別は、いかにして知られるのか、おまごだ、真偽の別は、いかにして生ずるのかが論せられる。】

1) 【Prābhākara 派の見解は以下のとおり。】また、その真知性は最初の決知 (vyavasāya) によって把握せられる。すなわち、いふおまごの、いふおまご。

【まずはおまご】眼が銀と接触 (sannikarsa) する。それから、「これは」銀ひである」といふ視覚 (cākṣusa) が生じているが、この視覚は、mīti といふ、mātr といふ、おまごを対象とする。mīti は知識のおまご、mātr は知る人⁽⁴⁾ といふ、meya は知識の対象である。かくして、「わたしは銀を見ている」といふおまご、かたごの視覚は、(1) 銀が銀性を有しているといふこと (rajatvavattā)。(2) 知識が銀にたいして有する〈限定されるもの〉 [とらご關係]。(3) 【知識が】銀性たごごご有する規定性 [とらご關係]。(4) 規定性と〈限定されるもの〉とが相関し、いられるもの (2) と相関し、いられるもの (3) の關係である。この二つ、(nirūpyanirūpakābhāva) を対象とする。これは、知識の知識たごごご知られる (jñānavitivedya) といふ。

以上が Prābhākara 派の見解である。

2 【Mūrāmisra の見解。】視覚の直後に生ずる、「わたしは銀を見ている」といふ追決知 (anuvyavasāya) が、上述のやりかたで真知性を把握するのである。以上が Mūrāmisra の見解である。

3 「Bhāṭṭa 派の見解。」 まず最初に、「これは」銀である」という視覚が生ずる。

それから、銀性を規定とする・銀に内属する⁽⁹⁾ (samaveśa)・既知性⁽¹⁰⁾ (jñāta) が、ある種の限定性関係 (viśeṣanata) によって「自」に生ずる。

それから、「わたくしは、銀性を規定とする・銀に内属する・既知性を有する」という既知性の直接知が生ずる。

それから、「およそ、甲を規定とする・乙に内属する・既知性を有するものは、甲を規定とする・乙を限定されるものとする・知識を有する」という・一般的な・遍充 (vyāpiti) の・想起 (smarana) が生ずる。

それから、「わたくしは、銀性を規定とする・銀を限定されるものとする・知識を有する」という推理知⁽¹¹⁾ (anumiti) が生ずる。

以上が、「知識は感官を超えたもの (atन्द्रiya) である」と主張する Bhāṭṭa 派の見解である⁽¹²⁾。

4 以上三つの見解によれば、真知性は自律的に把握せ

しめられる (svatograhya)。そして、自律的に把握せしめられる」とは、この知識の非真知性を把握せしめない・あるかぎりの・知識を把握せしめる・全原因 (samagri) によって把握せしめられる (adapramānyagrāhaya) である。

5 この点について、Nyāya 派は以下の如く考える。

真知性は、そのよりどころ (āśraya) にある知識] を把握せしめるいかなるものによっても把握されな。知識が把握されても、その真知性について疑惑 (saṁśaya) がもたれるからである。すなわち、――

まず最初に、「これは」銀である」という視覚が生ずる。

それから、その追決知が生ずる。

それから、真知性と非真知性という、二つの選択肢 (koti) の想起が生ずる。

それから、「『これは』銀である』という知識は、真知であろうか、なかろうか」という疑惑が生ずる。

この疑惑は、「真知性の把握は」自律的である」とする主張においては成り立ちえない。そもそも最初に、追決知によって、当該の知識の真知性は決定されてしま

うからである。また、「当該の知識が」追決知をとまわらない場合には、「疑惑の」よりどころ (dharma) にある当該の知識] の知識がないことなるからである。

したがって、当該の知識を把握せしめる・追決知] など」という・全原因は、真知性を把握する能力をもたないと考えられる。したがって、「真知性の把握は」自律的ではない。

しからばいかにといえば、真知は推理 (anumāna) によって把握されるのである。すなわち、――

「銀性を規定とする当該の知識は、銀性の無を有するものを限定されるものとするものではない。銀でないものにたいする行善 (yavahāra) を生ぜしめなからである」というように、「当該の知識が」銀性の無を有するものを限定されるものとするものではないことが確定したとき、この知識は、銀性を規定とし、銀を限定されるものとする。銀性の無を有するものを限定されるも

のとすることがない状況において、銀性を規定とするからである」という推理によって、銀性を規定とするを遍充するものとして、銀を限定されるものとするが確定されるならば、これはまさに真知性に帰結する。

以上が Nyāya 派の見解である。

6 また、真知は、他律的 (paratas) により、好条件 (guṇa) から生ずるのであって、自律的により、当該の知識の全原因だから生ずるのではない。

ところで、好条件というのは、全体 (avyavin) の直

接知の場合には、くりかえし部分 (avyaya) と感官が接触することである。疑惑や誤知 (viparyaya) のあとに生ずる直接知の場合には、特殊相 (viśeṣa) を正しく見ることである。推理知の場合には、標印 (linga) を正しく省察する (paramarśa) である。類比知 (upamiti) の場合には、類同化 (anūśa) の文章の意味を正しく知ることである。ことばから得られる知識 (śābhadhā) の場合には、趣意 (tātparya) を正しく知る (yogya) である。斉合性 (yogyata) を正しく知ることである。すなわち、

いかなる場合にも、「好条件とは」限定されるものに関係した (sambaddha) 限定 (viśeṣaṇa) を知るということである。

7. 一部の論者たち (ekadeśin) は、「好条件は、真知の原因 (kāraṇa) とはなり。真知であるところの (pramā-iva) は、結果性 (kāryatā) の局限者 (avaśchedaka) とはならぬのである」を主張する⁽²⁴⁾。

註

(1) 1から6までは、真知性がいかんとして知られるかについてこの議論 (jñāpivāda) であり、6から11にかけては、真知性がいかんとして生ずるかこの議論 (utpattivāda) である。

(2) 1) の Prābhākara 派は、後田の Mūrāriṁsra 著 Bhāṭṭa 派の「真知性は、その知識のらわば内部におく」、その意味は自律的 (svatas) 知られるところの (jñāpivāda) Nyāya-Vaiśeṣika 派は「真知性は、その知識のらわば内部におく」、知られることとはなく、その当該の知識にもとより起こした行動が成功をおよぼした事実によつて、つまり、他律的に (paratas) 知られるところである。

1) 1) の議論の標題をこの意義でこのことは、宇野博士

『田村芳朗博士還暦記念論集 仏教教理の研究』春秋社、一九八二年九月) 参照。

(3) 1) 1) の視覚、つまり決知は、Nyāya-Vaiśeṣika 派は、追決知に相当する。Bhāṭṭa 派は、決知の段階で、「知識のらわば自分である」との自覚が生ずるということになる。1) 1) の自覚は、決知をその知識に於て生ずることである。

Prābhākara 派は、知識は必ずしも自覚を必要とするのではない (svapratkāśa) である。したがって、はじめて得られた知識、つまり決知が、回響によつて、Nyāya-Vaiśeṣika 派の「追決知」であるということになる。1) 1) の著者は、仏教徒が主張する「自覚証知」(svasamvedana) の考えかたに同意する。

Bhāṭṭa 派の論者である *Mānimegodaya* は、Prābhākara 派は、「ご自分の知識はご自分で、自分を知り、それ自体を対象として知る」といふ (sarvajñāneśv api ātmā jñānavarūpani viśaya īti triṣyam api prakāśate. Advay Library Series, p. 7) であるが、「また、それ(直接知)は、対象を知る人を知り、それ自体として知る」といふ (tacc ca meyanāṭīpramāśavarūpani īti triputaṁ bhavati. *ibid.*, p. 24) といふ。1) 1) の著者は、Prābhākara 派は、「三層のらわば成る直接知を主張する人である」(tripuṭipratyaksavādinā) といふのである。

「インド知識論における真・偽の問題——正理・勝論学派を中心として」『哲學研究』第四三巻、第四冊(四八六号)、一九六三年五月)を参照された。

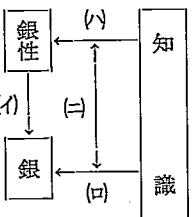
著者「決知」といふことは、Nyāya-Vaiśeṣika 派では、*Nyāyasilva* 1.1.4 に引用されるのが最初である。1) 1) の「直接知 (pratyakṣa) を定義したものであるが、少なくとも *Vācaspati* 以来「決知」といふのは「有分別知 (savikalpakajñāna) のことであると考えられるようになった。

また、この「有分別知」といふのは、かならず「限定されたものの知識 (viśiṣṭajñāna) である。たとえは、「これは銀である」といふ知識のことである。この知識は、眼の前にあるものか、銀性によって限定されているという事態を必要とするのであり、眼の前にあるものか「限定されたもの」(viśeṣya) である。ただそれだけのものとついでに言えるのは、

また、この知識は、眼と眼の前にあるものが接触したとたんに生ずるのではない。接触と同時に生ずる知識は、ただたんに限定である銀性を必要とするだけの知識である。これが「無分別知 (nirvikalpakajñāna) である。有分別知を生ぜしめる原因となる。したがって、無分別知は、かならず、当該の有分別知の内容にならざる限り、限定されたものの知識 (viśeṣajñāna) である。高田「sva-rūpa 2 viśeṣaṇa—Prastāpāda 6 pratyakṣa 論」

例

- (4) 1) 1) の決知 (ātman) のこと。
- (5) Nyāya-Vaiśeṣika 派は、これは追決知であるはずであるが、註(3)にも述べたように、Prābhākara 派によれば、これは決知と同じであり、せよせよ、かたち (ākāra) をかえた決知ということである。
- (6) 以上の(4)(5)より、銀、銀性、知識の関係を図示すれば、左のようである。



この考えによれば、少なくとも、当該の知識が真知であるならば、真知性は必ずその同じ知識を以て把握せしめられることである。1) 1) の著者は、「(4)(5)は対象とする」といふこと、つまり、真知性を把握すること、1) 1) の著者は意味する。1) 1) の著者は「真知性は自律的把握による」といふ (svatograhya) といふのである。

(7) はじめの知識 (jñāna) を当該の知識である、そのはらの知識 (vitt) は、Nyāya-Vaiśeṣika 派風とする

は「追決知」であるが、Prābhākara 派では、当該の知識が「明」であるの故に「知識」ではなく「明」である。

- (8) Mīmāṃsā 派の「追決知」は「Murāri の道徳第三の道」(murāres tṛtīyāḥ panthāḥ) として知られる。この「追決知」Prābhākara 派は、Bhāṭṭa 派と異なる見解を示す。Prābhākara 派は、Murārimisra 道徳の Prābhākara 派の「追決知」は別のものであり、その「追決知」は「真知性が把握される」である。Murārimisra 派は、Prābhākara 派の「追決知」(10)は「知識の知識としての知識」である。

- (9) 内属關係 (samavāya) による關係を主張するものは、Nyāya-Vaiśeṣika 派の Prābhākara 派だが、Bhāṭṭa 派はこれを認めない。Bhāṭṭa 派は、内属關係に批判を加えて、それを否定するものとして、同一關係 (tādātmya) を主張する。したがって、同じ銀と既知性との内属關係を Bhāṭṭa 派が説くところのほうは少し異なる。Manikanaya の作者の筆がすくつか、ある「追決知」は「術語としての意識としての Bhāṭṭa 派自身がその知識を用いたが、その知識が「追決知」と思われぬ。

- (10) 既知性は「明晰性 (prākātya) への傾向」(Manime-jayakoz によれば「二十四の性質 (guna) の一」) と数えられる。当該の知識は「直接知の対象とはなるが、

この既知性は「直接知の対象となる」のである。

「追決知」Nyāya-Vaiśeṣika 派では、既知性と「対象性 (viśayata) による」である。

- (11) この「Nyāya-Vaiśeṣika 派 Murārimisra 道徳」の「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派は「追決知」は「追決知」である。したがって、真知性が把握されるのである。

この「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派の主張として、「知識が生じた」として「追決知」である。一方、「追決知」は「追決知」である。したがって、真知性が把握されるのである。したがって、真知性が把握されるのである。したがって、真知性が把握されるのである。

- (12) 「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。すなわち、追決知を認める立場は

「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。したがって、真知性が把握されるのである。

- (13) この「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。したがって、真知性が把握されるのである。

「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。したがって、真知性が把握されるのである。

「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。したがって、真知性が把握されるのである。

- (14) Nyāyakośa によれば、認識の原因として、「特殊相を見せること」(viśeṣādātmanā) 「認識の相」(Lōti-smaraṇa) 「基体の知識」(dharma-jñāna) の三つが数えられる。第三の「基体の知識」の「基体」は「疑惑の場合には、最初に得られる知識のことである。したがって、「基体の知識」は「追決知」である。

- (15) 「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。したがって、真知性が把握されるのである。

- (16) avacchedana. 'avaccheda' は「制限」の意味で用いられる。この「追決知」は「追決知」である。したがって、真知性が把握されるのである。

- (17) 「追決知」は「追決知」である。Bhāṭṭa 派はこれを否定する。したがって、真知性が把握されるのである。

- (18) Nyaya-Vaisesika 派によれば、好条件 (guna) が真知の原因であるのに対し、悪条件 (dosa) は、たとえは眼の病気などは、偽知の原因である。好条件は, *Nandi-kana* の記述にもあるように、悪条件とは独立した積極的なものであり、「悪条件の無」といった消極的なものではない。悪条件の無は、たんに偽知の発生をさまたげるものであって、それ自身が真知の発生をもたらすものではないとされる。 *Siddhantamuktavati* 6 *pramāṇya-vāda* など参照。
- (19) 疑惑の原因については、註(14)参照。
- (20) 註(13)参照。「かの」山に火がある。煙のゆえに。……」の例でいえば、「火によって遍充される煙(標印)が山に存する」という知識のこと。
- (21) たとえば、「*gavyaya* とは牛のようなものである」という文章のこと。
- (22) ある文章によってある特定の意味を伝えようとする語り手の欲求 (*vaktur iccha*) のこと。
- (23) たとえば、「火は冷たい」という文章の趣意を知っても、その知識は真知とはならない。その文章に出てくる語 (*pada*) と語との意味上の適合性を知ること、真知が成り立つための条件となる。
- (24) 英訳註によれば、真知性は、普遍 (*visva*) などとはちがって、単一のものではなく、それぞれの知識に応じて異なるものである。このことは、「甲を有するもの」にた

いする・甲を規定とする・知識」という、真知の定義によっても明らかである。「甲」に何が入るかによって、真知はかわるからである。こういう説をと考えた「一部の論者たち」がだれであるのかは未詳。

(みやもと けいいち・法政大学講師)
(いしとび みちこ・前駒沢大学講師)